

※一人(団体)につき、一枚の実務経験証明書が必要です。
※様式は、すべてコピーしてお使いください。

<コピーをして使用してください> ※証明者は写しを取って保管してください。

様式3

令和3年度 実務経験証明書

① 証明日	令和3年6月20日
② 区分	確定済・見込

社会福祉法人 長野県 資格審査においてご照会させて頂く場合がありますので、写しを取り、作成者様の氏名・ふりがな・連絡先を必ず記入してください。

法人・施設・事業所名称	〇〇 苑		代表印
所在地	〒380-1234 長野市〇〇町5432-1		の理 印事 長会
④ 代表者	役職名 理事長	氏名 上田 福祉	
⑤ 証明書作成者	所属・役職名 総務課 事務主査	氏名 ちくま たろう 千曲 太郎	
電話番号	026-234-5678		内線(345)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

⑥ 氏名	長野 花子	生年月日	昭和・平成 58年3月4日
⑦ 通算実務経験期間	5年0月間	通算 従事日数	⑧ 1724 日間 ⑨ <input type="checkbox"/> 900日間以上

⑩ 施設・事業所名	特別養護老人ホーム〇〇	⑪ 施設・事業所の種別	介護老人福祉施設
⑫ 介護保険・障害福祉サービス事業所番号 (病院・医院・市町村役場は記入不要です)	2071123456	⑬ A 施設等の指定日 (又は開始日)	昭 令 28年10月5日
⑭ 職種名	介護職員 <small>※通称ではなく、人員配置基準に基づく公的な名称を記入してください。</small>	⑮ B 左記職種の業務開始日	昭 令 28年10月1日
⑯ 国家資格等	介護福祉士	⑰ C 資格取得・登録日	昭 令 28年4月20日
⑱ 業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 国家資格等に基づく直接対人援助業務(実務経験コードB01~A21) <input type="checkbox"/> 相談援助業務(実務経験コードB01~B09)	⑲ 実務経験コード	A 2 0
⑳ 実務経験期間	※実務経験期間の開始はABCのいずれか、最も新しい日付をご記入ください。 A 昭 令 28年10月5日~ B 昭 令 3年10月9日 C 昭 令 3年10月9日		㉑ 従事日数 ㉒ 5年0月間 1,198日間

○実務経験期間の開始は、ABCのいずれか最も新しい日付をご記入ください。この場合、Aの平成28年10月5日になります。

○見込期間は最大で試験日までの前日まで通算可能
○令和3年6月1日以降の在職が確認できる場合は、「在職証明書」の省略が可能
○確定済みの場合は、証明日より先日付にならないようご注意ください。

(証明者の方へ)

受験資格を確認する重要な書類ですので、次の事項をご確認のうえ作成をお願いします。

ペンまたはボールペンで記入し、記入を誤った場合はその個所に＝線を引き修正または削除し、訂正印(代表印)を押印してください。(修正液は使用しないでください。)

- ① 証明日 受付期間の令和3年6月1日(火)~6月30日(水)で証明した日付
- ② 区分 証明日の時点で、実務経験期間・従事日数が足りている場合・退職している場合は[確定済]に○をしてください。証明日の時点で、実務経験期間・従事日数が足りない場合は[見込]に○をしてください。この場合、実務経験期間は試験日の前日10月9日(土)まで通算することができます。この場合、見込み受験者は受験資格を満たした時点で[確定済]の実務経験証明書(様式3)を提出してください。なお10月20日(水)<消印有効>までに[確定済]の実務経験証明書が提出されない場合、試験は無効となります。
- ③ 法人・施設・事業所名、代表印 証明印は証明者の公印(代表印)を使用してください。
- ④ 代表者 役職名は代表者・理事長・管理者・事務局長など。

《実務経験証明書の記入をお願いする際に P26,27 をコピーして、証明者にお渡しください》

氏名

国家資格

取得・登録年月日 昭和・平成 年 月 日

- ⑤ **証明作成者・氏名・電話番号** 記入漏れや、記入内容に不備・不明な箇所がある場合は、内容を確認させていただき、必要に応じて書類の追加・再提出を依頼する場合があります。実務経験証明書は写しを取り、保管してください。
- ⑥ **受験者氏名・生年月日** 過去に勤務していた職員を証明する場合で、氏名に変更があり変更内容が確認できた場合は、変更後の氏名で証明してください。変更内容を確認できない場合は、勤務当時の氏名を記入してください。
- ⑦ **通算実務経験期間** 同法人内で2箇所以上の施設・事業所がある場合、全ての実務経験期間の合計を記入してください。
(各⑭の合計) 備考については⑳参照。
- ⑧ **通算従事日数** 同法人内で2箇所以上の施設・事業所がある場合、全ての従事日数の合計を記入してください。(各⑭の合計)
- ⑨ **□900日間以上** この選択肢による証明は、次の場合のみ選択できるものとします。

従事日数の計算根拠となる職員勤務簿等の記録が保存されていない等の理由で、受験希望者の正確な従事日数は計算できないが、関連する記録から明らかに必要従事日数を超過していることを証明できる場合。なお、この選択肢により証明する場合は、内訳の各行の[従事日数]は空白のままです。

- ⑩ **施設・事業所名** 受験者が勤務している(していた)施設・事業所等の名称を記入してください。市町村役場、市町村社協等は部署名を記入してください。(例 ○○地域包括センター、○○福祉事務所等)
- ⑪ **施設・事業所の種別** 施設の種別・事業の種類を記入してください。
例) 介護老人福祉施設、通所事業所、訪問看護ステーション、病院、医院、市役所、地域包括センター 等
- ⑫ **介護保険・障害福祉サービス事業所番号** 介護保険法、障害福祉法に基づく事業所(指定居宅サービス事業所)の場合は、10桁の事業所番号を記入してください。(病院、医院、市町村役場は記入不要です)
- ⑬ **A 施設・事業所等、指定日又は開始日** 都道府県知事の指定を受けた日、又は事業開始の届を行った日を記入してください。
実務経験期間の始まりは、施設・事業所等の指定日・開始日以降になり、立ち上げの準備期間は実務経験に通算できません。
(病院、医院、市町村役場は記入不要です)
- ⑭ **職種名** 別紙A該当者は法定資格名、別紙B該当者は勤務先における職員配置基準上の職名を記入してください。
例) 別紙A 看護師、介護福祉士等 別紙B 生活相談員、支援相談員等
- ⑮ **B 左記職種の開始日** ⑭で記入した職種における業務開始日を記入してください。
- ⑯ **国家資格** 該当者のみ、別紙A(P9~10)を参照にし、記入してください。
- ⑰ **C 資格取得・登録日** 別紙A該当者のみ。**実務経験期間の始まりは、資格取得日・免許証登録日以降にしてください。**
例) 4月1日から病院に看護師(見習い)として勤務し、4月15日に看護師免許を交付された(資格の登録日)場合、
4月1日~14日の期間は実務経験に通算できません。実務経験期間の開始は4月15日からになります。
- ⑱ **業務内容** **必ず□国家資格等に基づく直接対人援助業務(別紙A)、□相談援助業務(別紙B)どちらかに☑をしてください。**
業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該資格の本来業務として明確に位置付けられていることが必要です。国家資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助業務でない業務(教育・研究・営業・事務等)を行っている期間は実務経験には含まれません。
(非該当の例)
社会福祉士が行う介護業務(介護職員)、訪問介護員の生活援助のみのサービス提供、栄養士が行う献立作成と調理 等
- ⑲ **実務経験コード** 別紙A~B(9~11ページ)を参照してください。
- ⑳ **実務経験期間** 次の点に留意してください。
ア) 実務経験期間の開始日は、ABCのいずれか、最も新しい日付を記入してください。選択した記号に○をしてください。
イ) 受験者が要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていた期間を記入してください。
注) 産休・育休・介護・療養休暇・長期研修期間(1ヶ月以上)等は、実務経験期間となりません。
注) 直接的な対人援助業務以外(教育・研究・営業・事務等)に従事していた期間は実務経験期間となりません。
- ㉑ **実務経験期間** ㉒から計算した期間を記入してください
期間の計算方法 ⇒ 次の方法で月数を計算し、**月末数の端数を切捨てます。**

区分	計算例	計算方法
月の初日から起算する場合	4/1~4/30(1月間)	⇒その月の末日までで1月間
月の途中から起算し、翌月に応答日がある場合	4/15~5/14(1月間)、7/31~8/30(1月間)	⇒翌月の応答日の前日までで1月間
月の途中から起算し、翌月に応答日がない場合	1/31~2/28(1月間)	⇒翌月の末日までで1月間

*なお、受験希望者から依頼があった場合は、通算実務経験期間の「備考」欄に、内訳の各行で切捨てた日数の合計を記入してください。

- ㉒ **従事日数** 実務経験期間のうち受験者が実際に受験資格に該当する勤務のあった日数を、職員勤務簿等の記録に基づいて正確に証明してください。
ア) 1日の勤務時間の長短にかかわらず、業務に従事した日は従事日数に通算できます。
イ) 休日・有休・産休・育休・介護・療養休暇・研修で全日業務をしなかった日は通算できません。